

債務負担行為を活用した工事発注による施工時期の平準化について

1. 目的

本市の工事発注にあたっては、早期発注に努めているところですが、自治体の予算は単年度予算、年度内執行が原則であることから、4月以降に入札及び契約の手続きを行っているところです。このため、4月～6月の工事稼働率が低く、年間の平均稼働率の半数程度となっている状況です。

この状況の改善に向けて、前年度中に契約初年度に支出を要しない債務負担行為（ゼロ債務負担行為）を設定し、入札契約手続きを行うことで、翌年度開始早々の工事着工を可能とし、施工時期の平準化を図ります。

2. 支払いについて

前払金及び部分払いの請求時期は、翌年度4月1日以降とします。

3. 平準化による効果

- 技能者等の処遇改善、休日の確保
- 年間を通した安定的な工事の実施による事業者の経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 施工時期の分散化による入札不調・不落の抑制

4. 対象予定の事業

- 市単独事業
- 前倒し発注により他の工事（事業）に影響を及ぼさない事業 など

5. 今後のスケジュール

- ～11月頃 対象事業抽出
- 12月 債務負担行為設定
- 1月～2月頃 設計積算、発注事務
- 3月 入札、契約
- 4月～ 工事着手